

## 第1回 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 議事録

1. 開催日時 平成30年5月21日(月) 午後2時00分～2時55分
2. 会場 門真市教育センター 会議室C
3. 出席者 満永委員、三村委員、小寺委員、藤本委員、上村委員、濱崎委員
4. 事務局 教育部 学校教育課 教育センター  
 峯松教育センター長、石原副参事

(事務局) :

ただ今より第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催します。  
本日は公務等ご多用中ご出席いただき、まことにありがとうございます。  
また、選定委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきありがとうございます。  
本来なら、お一人ずつ委嘱状・任命状をお渡ししなければならないところでは  
ございますが、時間の関係上、お机の上に委嘱状をおいております。  
ご確認の上、ご了承ください。よろしくお願ひ申し上げます。

### 次第(1) - 1 出席者紹介

(事務局) :

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、本日ご出席の委員の  
皆様をご紹介します。

- 門真市立第四中学校 小寺 弘明 校長です。  
門真市立第五中学校 藤本 幸二 校長です。  
門真市PTA協議会 上村 梨恵 会長です。  
門真市PTA協議会 濱崎 恵子 副会長です。  
門真市教育委員会から 満永 誠一 教育部長です。  
同じく 三村 泰久 学校教育課長です。

次に選定委員会事務局です。

記録担当指導主事の石原です。本日、委員長が決まるまで進行をつとめます峯松  
と申します。よろしくお願ひ致します。

委員につきましては、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委  
員会規則第2条ならびに第3条の規定に基づきまして、本市の保護者代表の方、小  
中学校の校長ならびに教育委員会の事務局員の6名で構成しております。

それでは、お配りしました資料をご確認ください。

### (1) - 2 資料確認

- ① 次第
- ② 資料1 - 1 教科書採択における公正確保の徹底等について徹底等について  
 資料1 - 2 平成31年度使用教科書の採択事務処理について(写し)
- ③ 資料2 教科書採択方式概念図
- ④ 資料3 門真市附属機関に関する条例

- ⑤ 資料 4 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則
- ⑥ 資料 5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱
- ⑦ 資料 6 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問文：写し）
- ⑧ 資料 7 門真市情報公開条例
- ⑨ 資料 8 審議会等の会議の公開に関する指針
- ⑩ 資料 9 平成 31 年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧
- ⑪ 資料 10 平成 31 年度使用教科書（中学校）調査事項
- ⑫ 資料 11 平成 30 年度教科用図書採択日程について
- ⑬ 資料 12 平成 30 年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員名簿

## (2) 趣旨説明

（事務局）：

それでは本選定委員会の趣旨説明及び教科書採択の流れ等につきまして、事務局より説明させていただきます。

資料 1 - 1 「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」平成 30 年 3 月 30 日付文部科学省初等中等教育局長通知をごらんください。1 ページになります。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択権者やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

とあり、教科書採択につきましては、公正性と透明性を確保することに万全を期する必要があるとございます。

つぎに、資料 1 - 1 の 10 ページ「3. 平成 30 年度の教科書採択における留意事項について」をご覧ください。平成 30 年度における教科書採択については、（1）小学校用教科書については、平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなること、続いて（2）中学校用教科書については、平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこと、それ以外の教科書については、平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと、とあります。

ただし、小学校用教科書については、資料 1 - 2 「平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について（写し）」の 2 ページ「1 採択にあたっての留意事項について」をご覧ください。3 行目になります。なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」（平成 29 年 10 月 13 日事務連絡）により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成 25 年

度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。続いて 12 行目をご覧ください。例年通り、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること、とあります。

続きまして、資料 2 「門真市地区教科書採択方式概念図」をご覧ください。これは、教科書採択の流れについて示したものです。教科書の採択は、平成 14 年度使用の教科書採択より 1 市 1 採択となり、それ以前は、守口市と合同で採択していましたが、門真市の子どもたちが使う教科書は門真市教育委員会において採択が行われています。

選定委員会の役割は、教育委員会の諮問を受け、教科書見本本について調査・研究を行い、意見を教育委員会に答申をするという形になっております。その際、各教科の専門性を有する調査員についても置くことができるというものです。

この選定委員会で調査員を置くことを決定した場合、門真市教育委員会は、調査員を任命し調査依頼をします。調査員は調査資料を作成し選定委員会に報告します。

選定委員会はそれを参考にして選定資料を作成し、教育委員会に答申します。

答申を受け、教育委員会で、採択を行い、その結果を府教育庁へ報告することになっています。

なお、本委員会の開催及び調査員につきましては、資料 4 「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」と資料 5 「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」に基づいております。確認のため、規則と要綱を読ませていただきます。

第 1 条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 条例別表 2 の項に規定する附属機関の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

第 3 条 附属機関の委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故がある

とき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

以上が趣旨説明でございます。

以上の説明につきまして、何か質問がございましたらよろしくお願ひします。

(委員) :

小学校教科用図書採択について、文科省の通知文に書かれていることに伴い、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられるとありますが、事務局の方針をお聞かせください。

(事務局) :

文科省の通知文にありますように、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること、とあります。この通知に伴い、事務局といたしましては、平成26年度から現在までの使用実績、及び平成26年度の答申内容を活用し、その結果を7月の教育委員会定例会に上程し、採択を行う予定としております。

(委員) :

それでは今年度の教科書選定委員会においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書の調査研究結果を教育委員会に答申するというところでよろしいでしょうか。

(事務局) :

そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。他に質問はありますでしょうか。

### (3) 委員長・副委員長選出

(事務局) :

それでは、次第3の委員長・副委員長の選出を行います。さきほどの資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第4条 別表により、委員長、副委員長を互選により定めることになっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。どなたか、ご意見、ご発言よろしく願い致します。

(委員) :

委員長・副委員長は教育委員会にさせていただくほうが、学校も保護者の代表のかたも発言しやすくなると思います。

(委員) :

できれば、進行役でもある委員長は、教育委員会の方にさせていただいて、私達は実際の選定作業を中心にさせていただいた方がいいかと思います。

(事務局) :

ただいま、お二人の委員さんより委員長、副委員長は、教育委員会事務局でという意見をいただきました。ご異議はございませんでしょうか。

(委員) :

教育委員会事務局からということによければ、教育委員会事務局から教育部長・学校教育課長が出席させていただいております。委員長につきましては、私、教育部長が務めさせていただければと思います。あと、教科書採択の担当課長である学校教育課長が副委員長を務めるということではいかがでしょうか。

(事務局) :

今、委員からご提案いただきましたが、いかがでしょうか。

(委員一同) :

異議なし

(事務局) :

委員長が決まりましたので、委員長、副委員長は、座席の移動をお願いします。

#### (4) 諮問 平成 31 年度使用教科用図書の選定について

(事務局) :

それでは、次第 4 に進みます。

教育委員会より選定委員会の委員長に対しましての諮問を朗読いたします。諮問文の写しは資料 6 に準備しております。

—事務局が諮問を朗読—

『門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について (諮問)』

門真市附属機関に関する条例第 1 条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

平成 31 年度中学校使用教科用図書 (特別の教科 道徳) の適正な選定について』

以上が教育委員会からの諮問でございます。

#### (5) 委員長挨拶

(事務局) :

次第の 5 番目に参ります。

委員長からご挨拶をいただきます。ここからの議事運営は、委員長にお願い致します。

(委員長) :

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本選定委員会の議事に先立ち、一言挨拶を申し上げます。

皆様方の互選により、選定委員長を仰せつかりました。先程の諮問にもありましたように、教科用図書の採択につきましては、関係法令によりその方法、手続きが定められており、採択権者である教育委員会等の判断、責任により十分な調査研究に基づき適正かつ公正に採択が行われることが決められております。

本委員会の目的は、教育委員会からの諮問にありましたように平成 31 年度中学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」の適正かつ公正な選定を行うこととなっております。その選定に係る資料を作成し、教育委員会に答申を出すというものでございます。皆様方から、それぞれの立場のご意見をいただき、それを取りまとめる形で、選定資料を作成のうえ、教育委員会へ答申を出すということになります。今年度は小学校、来年度は中学校が新たに教科として取組が進められます。今まで副読本での授業であった内容が、教科化に伴い、評価も入ってまいります。その節目の年に、ぜひとも皆様のお力添えをいただければと幸いです。

道徳教育の目標でございますように、本市の児童が自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるように、慎重かつ精力的にご審議いただき、選定資料の作成につとめてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をどう

ぞよろしくお願いいたします。

#### (6) 当委員会の公開・非公開について

(委員長) :

それでは、次第6「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

(事務局) :

資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」第4条により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議にはかっで行うこととなっております。

事務局といたしましては、教科書採択の公正確保を図るため、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけや教科書会社からの宣伝行為に影響されることなく自主的な調査研究を行えるよう、本委員会を「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただきます。

選定委員さんや調査員の名簿や会議録につきましては、7月の教育委員会会議採択の後、開示・公開対象となりますが、資料7「門真市情報公開条例」第6条(6)ウにも、ありますように、開示することにより、調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、当面の間、会議録は非公開とし、7月に採択が決定したのち、市役所情報公開コーナーで公開するということを提案したいと存じます。

なお、会議録公開の際には、委員さんの個人情報等の取扱いには留意したいと考えております。以上、ご審議の程お願いいたします。

(委員長) :

事務局からの提案がありましたように、誠実な採択といたしまして、我々選定委員が調査を行い、7月26日の教育委員会定例会において、教科用図書を選定することとなっております。その上で、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員長) :

意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録については事務局提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員一同) :  
異議なし

(7) 審議

(委員長) :  
それでは、次第7「審議事項」について、まず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) :  
本日も審議いただきます案件は、調査員の設置と選定資料作成要領についてでございます。

調査員につきましては、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」第2条に「選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」と定められております。公正で、かつ適正な採択作業を進め、門真の子どもたちに合った教科書を採択するという観点から、門真市の校長・教員の中から調査員を選び、専門的な視点で調査をしていただくことが大切であると考えます。よって、これまでの教科書採択と同様に調査員を置いて調査を進めたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

(委員長) :  
国の通知文においては、「調査員を置くことができる」となっておりますが、調査員設置について、いかがでしょうか。

(委員) :  
適正で公正な採択をするということが大切です。今回は新しく教科化された道徳であり、小学校に引き続き、中学校で初めて教科書を使うことになりますので、しっかりと調査員を置いて公正な採択作業をすることが大切だと思います。

(委員) :  
門真の子どもにとってわかりやすい教科書は何であるのか、われわれ選定委員としましても専門的な視点も参考にして調査・研究を進めることが大切です。ぜひ調査員を置いて調査を進めていただきたいと思います。

(委員) :  
異議はありません。

(委員) :  
異議はありません。



(委員長) :

それでは確認をさせていただきます。事務局の提案のとおり、調査員を置き、専門性を生かす中で、調査を行うという方向でよろしいでしょうか

(委員一同) :

異議なし

(委員長) :

それでは、以上の決定をもとに、事務局の方で具体的な提案はありますか。

(事務局) :

それでは、資料9「平成31年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧」をご覧ください。8種類ございます。これを調査研究していただくことになります。

教科書の選定資料作成にあたり、「平成31年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を提案させていただきます。

『平成31年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領

- (1) 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、平成31年度使用中学校用教科用図書（特別の教科 道徳）選定資料作成にあたり、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱第2条の規定にもとづき調査員を置くものとする。
- (2) 調査員は、3名を置くものとする。
- (3) 調査員は、道徳の全教科用図書の調査を行い、調査資料を作成する。
- (4) 調査研究を行う場合の項目は1. 目標・内容の取扱い 2. 人権の取扱い 3. 内容の程度 4. 組織・配列 5. 創意工夫 6. 補充的・発展的な学習 7. 分量 とする。
- (5) 調査員は、項目別に学習指導要領に基づき観点を定めて調査研究を行い、その特徴等を簡潔に叙述した調査資料を作成し、平成30年6月15日（金）までに、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会事務局に提出するものとする。』

以上でございます。

(委員長) :

ただいま事務局から具体的な提案がありました。これについて、ご意見やご質問はありませんか。

(委員) :

これまでの教科書採択では、特に中学校だと教科の調査員を選出してきたことと

と思いますが、今回の調査員の3名につきましては、内訳はどのように考えていますか。

(委員長) :

事務局から説明をお願いします。

(事務局) :

実際に授業をしている教員の視点を大切にすることと学校の管理職という視点を大切にしたいと考えますので、これまで道德の研究をされていたり、学校で道德推進の役割を担っているなどの専門性に優れた教員から2名、校長や教頭から1名という内訳で調査を願えたらと考えます。

(委員長) :

他に、ご意見はありませんか。それでは確認をさせていただきます。事務局提案にそって調査を行うという方向でよろしいでしょうか。

(委員) :

道德推進の役割を担っている教員や管理職も入るということで、その内訳が良いかと思います。

(委員一同) :

異議なし

(委員長) :

それでは、事務局より調査員について、他に説明はありますか。

(事務局) :

本来でしたら、この作成要領を決定していただいた後、調査員の適任者を探すことになるのですが、時間の都合上調査員の候補者名簿をあらかじめ作成させていただきました。

「平成31年度中学校使用教科用図書採択に係る調査員候補者名簿」をご覧ください。この名簿に挙げられたメンバーですが、専門性・経験年数・研究会等における実践などから、推薦をさせていただきました。

(委員長) :

これにつきまして、質問やご意見はありませんか。

(委員) :

どの先生方も研究実績があり、校内でも中心となって牽引している先生方なのでよろしいのではないのでしょうか。

(委員長) :

事務局から示された調査員の推薦について、これでよろしいでしょうか。

(委員一同) :

異議なし

(委員長) :

その他事務局より案件はありませんか。

(事務局) :

調査員には資料10の「選定資料」を作成してもらいます。調査員には、表にあります7つの項目で調査を行い、特徴などを記入していただきます。

この資料は前回の中学校用教科書採択である平成27年度の大阪府教科用図書選定資料作成要領でございます。今年度の府の要領は提供されておりませんので前回のものをお配りしております。なお、今年度についても府が同じ内容で選定資料を作成していることは確認しております。

本市の7つの項目につきましては、大阪府作成要領の下半分のイにあります6つの項目に加えて、府では選定資料の資料2にデータとして記載される「分量」を合わせた7項目とさせていただきます。

本選定委員会では、この調査資料をもとに、各教科書について調査研究をしていただくこととなります。

(委員長) :

本日の選定委員会の議事は以上でございます。資料全体を通じて質問はございませんでしょうか。

それでは、事務局より今後の日程等についての諸連絡をお願いします。

(事務局) :

それでは、今後の日程についてご説明資料11をご覧ください。

第2回の選定委員会につきましては、7月、調査員からの調査資料が届いてから開催したいと考えております。

第2回の選定委員会にて教科書の選定作業と教育委員会に対する答申案の作成をしていただき、第3回において、答申の最終版を決定していただきたいと考えております。

7月26日の教育委員会に、選定委員会委員長から教育委員会に答申をあげたのちに採択の議決、8月上旬に大阪府へ報告する予定です。

次回以降の日程につきましては、事務局としましては、第2回の委員会を7月2日(月)午後2時00分から、第3回を7月11日(水)午後2時00分からと考えております。

場所はすべて教育センターの同じ場所とさせていただきます。

(委員長) :

その他質問はありますか。

それでは、質問がないようですので第1回目の選定委員会を終わります。ありがとうございました。

—閉会—